

福島市海外チャレンジ応援事業募集要項

1 目的

自らの夢や目標に向かい、意欲をもって海外での研修等にチャレンジする中学生及び高校生等を支援し、豊かな国際感覚を活かして世界に羽ばたく人材の育成を図ることを目的として、その費用の一部を助成し、自主的な学びを支援します。

2 対象者

次の**全て**に該当する方

- (1) 4月1日時点で福島市に住んでおり、2007年（H19）4月2日～2013年（H25）4月1日までに生まれた中学生又は高校生等
- (2) 語学・スポーツ・芸術など、目的、意欲をもって研修を希望していること。
- (3) 申請日時点で、中学生又は高校生等が市内に引き続き1年以上居住していること（ただし、学業のため、やむを得ず市外に居住している場合を含む）。
- (4) 中学生又は高校生等の保護者及びその者と生計を一にする方が、市税を滞納していないこと。
- (5) 研修に参加する中学生又は高校生等が、これまでこの制度の補助を受けていないこと。
- (6) 福島市海外チャレンジ応援事業以外に、他の補助制度から補助を受けていないこと。

3 対象となる研修

- (1) 語学・スポーツ・芸術等に関する研修等で、令和8年3月31日までに帰国する研修
- (2) 滞在期間が7日以上90日以内の日本国外における研修
- (3) 海外研修等を主催した実績があり、旅行業法第3条に定める登録を受けた事業者または公益法人等が主催する研修。
- (4) 保護者及び親族等が同伴しない個人研修
- (5) 中学生の場合は長期休業期間中に実施する研修。ただし、高校生等はこの限りではない。

4 補助金の額

対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）。 ※限度額は1人につき25万円

- ・補助金の交付を受けることができる者は、対象となる方の保護者。
- ・補助の対象となる方とその保護者は、福島市に住所があること。

（裏面に続く）

5 補助金の対象経費

補助金の対象とする経費は次の費用とします。

- (1) J R 東日本福島駅から国内にある国際空港までの公共交通機関を利用した移動に要する経費（1 往復分）
- (2) 空港まで車で移動した場合、その移動距離分の燃料費、移動費
- (3) 国際航空運賃往復分（燃油サーチャージ、空港施設使用料等を含む）
- (4) 留学先機関における授業料及び現地プログラム参加費
- (5) 宿泊費（食費を含む）

※（3）～（5）については、研修を主催する事業者又は公益法人等が見積書等により提示する費用とします。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ①福島市海外チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）
- ③収支予算書（様式第 3 号）※見積書等研修参加費用が分かるものを添付してください
- ④研修計画書（様式第 4 号）
- ⑤所属する学校長等の推薦書（様式第 5 号）
- ⑥住民票（本人確認できるものを持参のうえ、福島市役所市民課総合窓口・各支所等で取得してください）

- ・申請日の 3 か月以内に交付されたもの
- ・研修に参加する生徒と保護者（親権者）全員が記載されているもの

※直近年度の納税状況の確認をします。①補助金交付申請書内において、市民税等納付状況を確認させてもらうため同意欄にチェックをお願いします。同意欄にチェックが無い場合は、納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります（保護者（親権者）全員分のもの。親権者が両親の場合 2 名分）。

(2) 募集期間

4 月 1 日（火）8 時 3 0 分～6 月 1 6 日（月）1 7 時 1 5 分まで

(3) 提出先

〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号

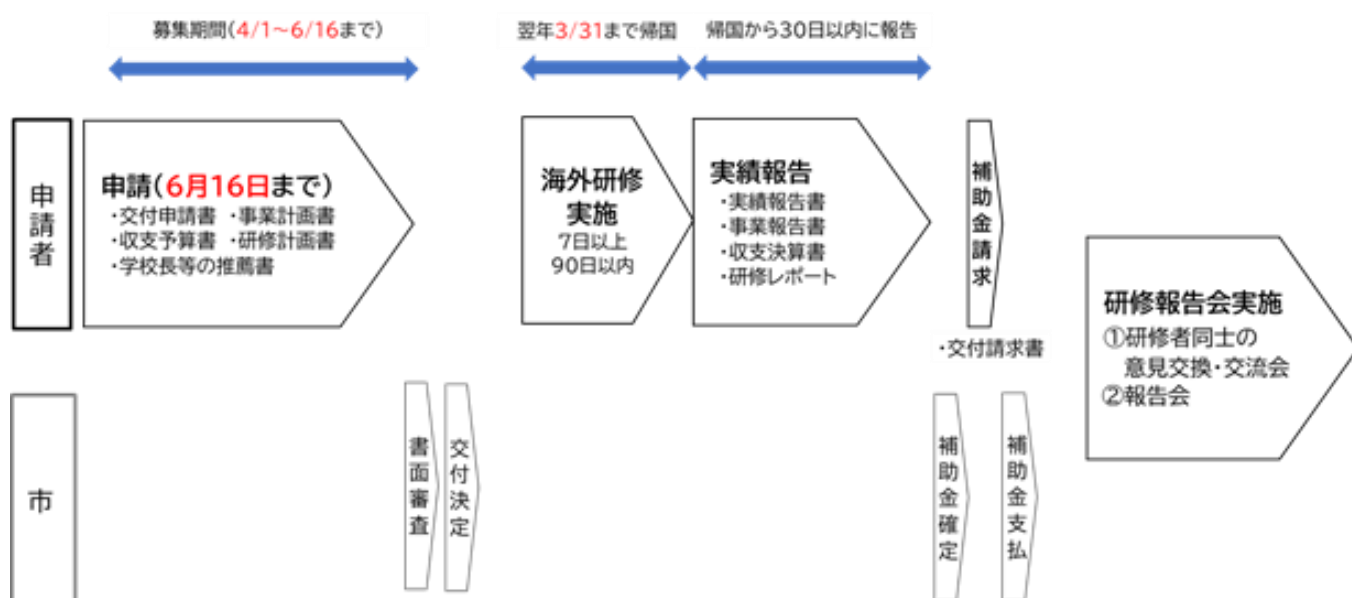
福島市教育委員会生涯学習課（福島市役所 8 階）

※応募書類は、生徒の保護者が直接持参のうえ提出してください。（土・日・祝日を除く）

お越しいただくのが難しい方については、郵送でも申請を受付いたします。

（6 月 1 6 日必着）

○補助金の申請から交付までの流れ



※ 交付決定後、研修実施前に補助金を交付することが可能です（交付決定額の 1/2 まで）希望される場合はご相談ください。

詳細は下記↓

7 補助金の交付決定

福島市は、提出された応募書類を書面により審査し、補助金の交付決定者を選定いたします。選定の結果は、各応募対象者に書面により通知いたします。

8 申請内容の変更等

交付決定者は、交付決定後、海外研修の内容が変更又は中止となった場合は、速やかに変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。

9 補助金の実績報告

交付決定者は、研修参加者が海外研修を修了したときは、帰国した日の翌日から起算して30日以内に次の書類を提出してください。

- ①福島市海外チャレンジ応援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ②事業報告書（様式第9号）
- ③収支決算書（様式第10号）※領収書等を添付してください
- ④研修レポート（様式第11号）
- ※研修中の写真等研修に参加したことが分かるものを添付してください
- ⑤パスポートの写し（顔写真記載のページ及び出入国が確認できるページ）

（裏面に続く）

※自動化ゲートを利用して出国する（した）場合、パスポートには出国スタンプがされません。その場合、スタンプをしてもらえるよう空港の所管窓口にご相談いただくか、往復分の航空券の写しを添付してください（スタンプの方法については、事前に空港等にご確認ください）。

※帰国後に研修報告会や福島市主催の国際関係の事業（イベント等）への参加を依頼させていただく場合がございますが、可能な範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

1 0 補助金の額の確定

福島市は、提出された報告書を基に、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査いたします。適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書を交付決定者に通知いたします。

1 1 補助金の請求及び支払い

補助金額確定通知書を受けた者は、福島市海外チャレンジ応援事業補助金交付請求書（様式第12号）に補助金振込口座の通帳（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の確認できる部分）の写しを添えて、福島市教育委員会生涯学習課に提出してください。

福島市から、提出された請求書に基づき補助金を交付いたします。

1 2 補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還

次の場合、補助金の交付決定の取り消し、又は補助金の返還を求める場合があります。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

1 3 問い合わせ先

福島市教育委員会生涯学習課

電話：024-525-3783 E-mail: gakusyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp